社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月18日
厚生労働省
年金局年金課

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案について、令和７年10月24日（金）から同年11月23日（日）まで御意見を募集したところ、２件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、お寄せいただいた御意見を考慮した結果とは別に、本政令案は技術的な修正として、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」及び「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令」に分割して公布するとともに、案を一部修正している旨申し添えます。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の概要	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	社会経済の変化に伴い、制度の柔軟性や包摂性が求められる中で、今回の政令案は、制度の整合性を保ちつつ、必要な救済措置や合理的な調整を講じている点で評価できます。	○　本案に賛成の御意見として承ります。
2	①　「令和８年３月 31 日以前に父又は母が死亡一時金の支給を受けた場合」に、令和 10 年４月１日以降、子の遺族基礎年金の支給停止が解除されるのであり、令和８年４月１日以降に父又は母が死亡一時金の支給を受けた場合は、令和 10 年４月１日以降、原則として、子の遺族基礎年金の支給停止は解除されないということか。このような改正趣旨であれば賛成である。	①について 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和７年法律第 74 号。以下「令和７年改正法」という。）附則第６条第２項の規定に基づき、遺族基礎年金の受給権を有する子と生計を同じくする父又は母が令和 10 年３月 31 日までの間に死亡一時金の支給を受けた場合は、令和７年改正法第１条による国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 41 条第２項の改正によって令和 10 年４月１日以後の月分から支給停止が解除される子に対する遺族基礎年金について、引き続きその支給を停止することとしているところ、本政令では、 ・　父又は母が令和８年３月 31 日以前に支給事由が生じた死亡一時金の支給を受けたとき ・　父又は母が死亡一時金（その支給事由が生じた日が令和８年４月１日以後であるものに限る。）の支給を受けた場合であって、かつ、令和 10 年４月１日以後に子と生計を同じくしなくなったとき

		は、遺族基礎年金が支給停止しないことを規定しています。
	②　「遺族基礎年金の受給権を有する子と生計を同じくする父又は母が、令和８年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの間に国民年金法による死亡一時金の支給を受けた場合」とは、死亡した期間が「令和８年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの間」なのか、死亡一時金の請求行為を行った期間が、「令和８年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの間」なのか、明確にしていただきたい。後者の改正趣旨であれば賛成である。	②について 令和８年４月１日から令和 10 年３月 31 日までの間に支給時由が生じた死亡一時金を指します。

※上記のほか、２件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。